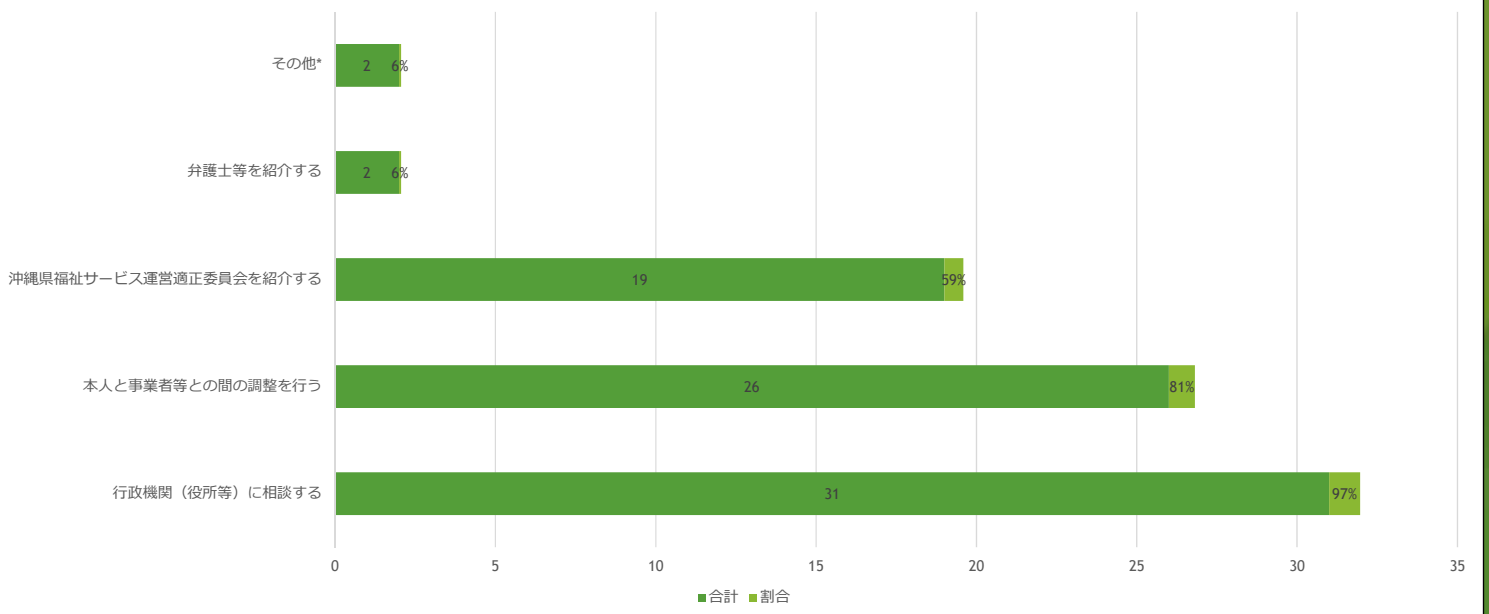


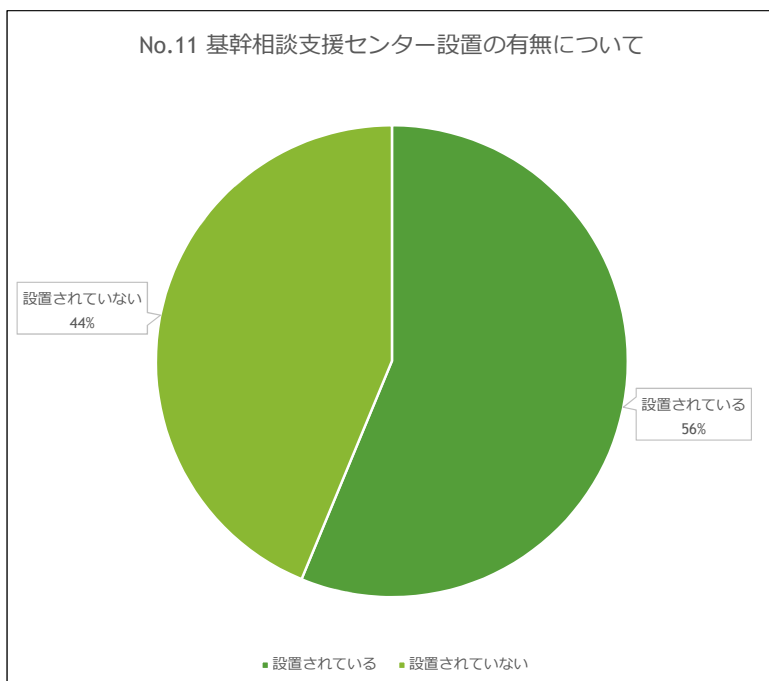
## (調査3) 委託相談支援事業所に対するアンケート

No.10 ご本人や家族から他事業所等が行う福祉サービスに関する苦情を受けた場合の対応（※複数回答可）



## (調査3) 委託相談支援事業所に対するアンケート

No.11 基幹相談支援センター設置の有無について



No.8 共有の方法及び頻度（共有していると回答した事業所のみ）

	共有の方法	頻度
1	・独自の相談記録票とフェイスシートを活用し情報共有	・随時
2	・スタッフミーティング（朝／夕） ・困難事例があればその都度	・1日2回 ・随時
3	・共有会議 ・定例会議（ケース対応時は基本、2名体制）	・毎日 ・月1回
4	・zoomを活用個別支援会議 ・電話での共有	・随時
5	・パソコンのシステムを利用しスタッフ全員が共有できるようにしている。 ・検討会	・随時 ・週1回
6	・ミーティング ・事例検討	・随時
7	・事業所内での事例検討会等	・随時
8	・口頭報告と話し合い。	・随時
9	・事例の概要、経過と課題について口頭で報告し事例検討している。	・随時
10	・朝の申し送りで共有 ・必要時不定期での共有	・毎日 ・随時
11	・電話、関係機関先への訪問 ・集まった際に共有	・随時 ・毎月
12	・定例会や個別支援会議、作戦会議など必要に応じて相談ができる体制となっている。	・随時
13	その都度や朝のミーティング時に全体で共有し意見交換を行っている。	・随時
14	・朝のミーティングでの共有 ・基幹相談支援センター等機能強化事業担当職員との共有 ・ケース検討 ・その他必要に応じて随時共有を行なっている。	・毎日 ・月1回 ・随時
15	・職員ミーティング ・PCにて個別相談支援記録フォルダの共有	・週1回 ・随時
16	・不定期での会議や普段の会話にて共有	・随時

17	・ミーティング ・ケース会議	・随時
18	・事例検討を行いながら共有	・随時
19	・朝のミーティング ・会議 ・その他必要時共有しています。	・毎日 ・月1回 ・随時
20	・事業所内ミーティング及び会議 ・ケース記録の共有	・随時
21	・毎朝にミーティング ・スタッフミーティング	・毎日 ・随時
22	・対面、オンライン（対面形式が多いです）	・随時
23	・ミーティングを設け、現状の把握を行っている	・随時
24	・文章や口頭で共有を行っている。	・毎日
25	・相談室で対面式にて共有する ・個別相談支援ケースを設けている	・週1回 ・随時
26	・相談員2名の小規模事業所であり、殆どの相談案件に2名で情報の共有をしている。訪問や会議参加、連絡会等も原則2名参加で行っている。	・毎日
27	・ミーティング ・事例検討	・毎日 ・月1～2回
28	・ミーティング ・事例検討	・毎日 ・月1～2回
29	・朝のミーティング ・定例会、 ・ケース記録の回覧	・毎日 ・随時
30	・ミーティングにて報告・相談	・随時
31	検討会議、電話、メール、ライン、チャットワーク	・随時
32	朝／夕 ミーティングでの申し送り（毎日）	・毎日

No.12 基幹相談支援センターとの連携や役割分担等について課題があれば記入してください。

	<b>基幹相談支援センターとの連携や役割分担等について課題があれば記入してください。</b>
1	町役場に基幹相談支援センターがあり、常時相談や連携を取りやすい体制にあるため心強く、一緒に考え悩んだりアドバイスをくださったりして非常に頼りにしています。
2	現在は担当課が直営で基幹相談支援センターを運営している状況だが、自立支援協議会が現時点（2021.8.27）で開催されていない。令和5年度に基幹相談支援センター設置予定。行政直営型の基幹相談支援センターの場合、行政担当者の異動に伴い担当者の意向も大きく変化するので、支援体制にも大きな影響がある。 例①昨年度の委託相談支援機能が大きく変化（これまでの2箇所の委託先が急に1箇所になり、大混乱が起こり新聞記事になる問題となった） 例②自立支援協議会の運営体制が協議無しに変更（半年に1回開催する本会を、年1回の開催と要綱内容が変更された）
3	相談ワーキング、ワーキング運営会議などで定期的に機能強化事業担当と委託、行政と情報交換と共有を図っている。
4	自立支援協議会の運営
5	今年の6月から委託相談を受け、困難ケースの相談等も出来ているので助かっている。
6	市直営のため、行政業務の兼務や人事異動もあることから、委託相談の負担が大きい。
7	市直営の基幹とは相談しています。民間委託の基幹は何も関わりはありません！
8	委託相談、基幹相談で役割の線引きがあいまい
9	圏域内では現在、基幹相談支援センターは未設置である。
10	設置されていないので、わかりません
11	設置に向けて相談部会で協議・検討しています。
12	基幹相談支援センター等機能強化事業担当職員の方と、困難事例のケース相談を行い助言をもらっている。地域に対しての働きかけ（地域の理解、受皿づくり）が課題だと感じている。
13	担当地区の委託ケース、困難ケース支援等で連携。ケースによって委託と基幹の役割分担があいまいなところもあるが、普段からの連携にまあまあうまくいっていると思う。
14	困難事例への情報共有や相談

No.12 基幹相談支援センターとの連携や役割分担等について課題があれば記入してください。

	基幹相談支援センターとの連携や役割分担等について課題があれば記入してください。
15	基幹相談支援センターが無いので、まずは設置をしたほうが良いと思います。
16	基幹センターが設置されていないので、その事が課題と感じます。
17	密に連携が図られている。ケース対応、窓口対応、部会運営業務に関しても連携し活動している状態。
18	全体的に相談機能について認識が行き届いていないように感じます。今後、連携や役割の実行に繋げるため、相談支援事業者のみではなく町内の全ての事業所へ周知活動等を行いながら、ケースにおける課題を役割ごとに捉えて、見える化を意識した連携を重ねていくことが必要と思いました。
19	行政機関と連携し、情報共有することができる。それぞれ専門性の情報収集し共有ができ、意見交換ができる。
20	連携はととても取りやすく相談しやすいです。役割については、整備の途中になるので、今後課題が見えてくるかと思います。また、直営になるため、担当者が変わった場合の状況が心配になります。
21	事例困難ケース等スーパーバイズを受けている
22	特に課題とすることは無い。基幹相談支援センターとの連絡、連携はとれており、困難事例に関する相談や、地域連絡会等をとおして密に連携している。
23	市が直営型か委託型かで検討。令和5年度に設置を計画している。合わせて委託も2ヶ所の設置計画がある。
24	基幹が委託となり連携が増えており、都度、相談や役割分担が行えている。課題については現時点ではない。
25	現在のところ困り感なく、連携できていない状況が課題である。
26	今年度の自立支援協議会が未開催。（コロナ緊急事態宣言中との理由で）

No.13 自由記載欄（課題に感じていることや、困っていること等）

自由記載欄	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の状況下で、訪問・同行支援（アウトリーチ）機能が感染防止対策のために低下している。施設入所者や長期入院者の移行先となる場所の見学や体験が、感染防止のために中止や延期となり、退所や退院のタイミングが難しくなっているケースが増えてきている。</li> <li>・つながりが厳しい状況だからこそ、コロナ禍でも可能な訪問・同行の支援体制の構築が求められています。同時にインターネットの環境があり、PCやスマホなどのデバイススキルを持つ方を増やすための活動も合わせて必要になると思われます。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、相談体制が地区担当制に変わり、これまで関わってきた相談者もその地域の担当者へ引き継ぎを行うが、その担当者への不安・不満からケースが戻ってきている現状である。</li> <li>・また委託相談支援事業は、今年度において、地域自立支援協議会の運営は業務内容に組み込まれていない。基幹相談支援センターが、自立支援協議会を運営していくとの事だが、未だに部会や連絡会の開催が行われていない。担当課へは、zoomなどの活用で開催するよう促しているが動きがない状況である。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の業務内容からテレワーク等感染予防対策について難しさを感じる</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年の6月から委託相談を受けています。困難ケースに関しては、事例検討会や他委託相談支援事業所と相談・連携が取りやすく助かっています。課題と感じる部分は、委託といえども、ハードな困難ケース(パーソナリティ障がい等)に対して、数年単位で支援していく事はかなりしんどいと思います。そういったケースに関してのケース共有や連携の有り方を検討していく事が必要と思います。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題やニーズは多様化していて、更に人口規模も多い中、委託相談の数が少ない。人材育成も含め、人数確保をしてほしい。</li> <li>包括ケアシステム等整備が必要。お互いの専門性をお互いが知るところから。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹、委託、特定、障害児相談の連携が上手く機能していない。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そろそろ後任を育てたいが、後任がなかなか見つからない。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍という状況が一番の理由になるが、自立支援協議会（部会含む）の実施がかなり少なくなっていること。</li> <li>・国の基本指針では、相談支援体制の充実強化、そして地域生活支援拠点等の整備が求められている中、行政の立場という事情もあると思うが、システムを作っていく事にフォーカスされているので、どうしても個別ケースを深めづらくなっている状況があり、結果、行政側の意見に引っ張られている感覚になる。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材不足、人材育成、</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムの委託相談員が2人退職となったため、マンパワーが落ちてしまったが、新しい相談員がなかなか見つからない。緊急事態宣言のため休止をする事業所があるため、利用者が時間を持て余してしまって思わぬトラブルを起こしてしまったり、生活リズムが狂ったりして、新たな問題が起きて相談が増える。zoomでの会議ができるところやできないところの差がある。</li> </ul>

No.13 自由記載欄（課題に感じていることや、困っていること等）

自由記載欄	
11	・協議会等の開催がなく、困り感や支給決定のあり方等について、話せる場がない。
12	・強度行動障害児者支援
13	・年々、基幹、委託相談の役割が増え、全体的にマンパワー不足を感じる。特に、地域資源の開発、部会の発足等、労力、時間が必要な中、部会、役割を掛け持ちし何とか進めている状況。また、計画相談員に対するフォローアップの役割も比重が大きい。
14	・生活保護受給者がアパートを探すとき、家賃の上限額（例えば3万2千円）が決められているが、その範囲の物件は非常に少ない。行政側に上限額を検討してほしい。
15	・今後も展開をしていく地域生活支援拠点等や新型コロナへの対策及び支援など様々な課題へ対応が必要となります。そのためにも町としての相談体制の基盤固めを取り組む必要があります。
16	・新型コロナ感染拡大により、緊急事態宣言発令が続いている。対面等が難しく、オンライン電話、メール等での状況確認が主である。 やはり、対面で支援していくほうがよい場面もある。訪問を重ねて関係性を構築していける日が早くきてほしい。
17	・なんでもかんでも委託事業所へ依頼がある。委託事業所任せ。
18	①自立支援協議会の形骸化？ 自立支援協議会で相談支援体制等協議することであると国の資料、他研修等で学んできましたが、機能していないのではないかと感じています。 相談支援部会で個別事例をここ数年共有したことがないです。個別の事例から地域の仕組みが創られていかないと意味がないような気がしています。 行政の伝達が主で協議する時間はほとんどないです。自立支援協議会の形骸化が懸念されます。
19	部会の進め方について ・委託相談支援事業所や関係事業所を集めて開催してはいるのだが、関係者の意見を出し合って協議をする雰囲気がない。行政があらかじめ作った内容があり、それを説明され、特にその他の可能性の協議が深められるわけでもなく承認される形で物事が進んでいく。 ・協議の場ではなく、役所の報告の場になっている。このような協議会では意味があるのか疑問を感じる。研修会や厚労省の通知等で自立支援協議会の重要性が伝えられているがその実態はかけ離れている印象が強い。
20	・委託として、どこまで支援すればいいのか判断に困る。 ・委託として、支援方法や他機関との関わり方等の勉強会があれば参加したい。
21	・コロナ禍の状況であるため、公衆衛生が優先され「人のつながり」がこれまで以上に構築されにくい現状だからこそ、訪問支援が必要では？と感じていますが、訪問支援については宜野湾市障がい福祉課に確認許可が必要な状況です。（現状は、確認許可を得ずに訪問活動をしています） ・基幹相談支援センターの機能（行政直営）が弱いので、自立支援協議会が開催できていないことも大きな課題です。

# 令和3年度沖縄県における相談支援体制の実態把握に係るアンケート調査結果報告

## ▶ 1. 調査の概要:

沖縄県内の相談支援体制の実態を把握するため、市町村、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターに対しアンケートを実施。

## ▶ 2. アンケート提出状況:

1) 市町村 対象:41市町村 回答数:32市町村 回収率:78%

2) 計画相談支援事業所 対象:187(R3.4月現在・厚労省調査) 回答数:103 回収率:55%

3) 委託相談支援事業所数 対象:33(同上) 回答数:32 回収率:97%

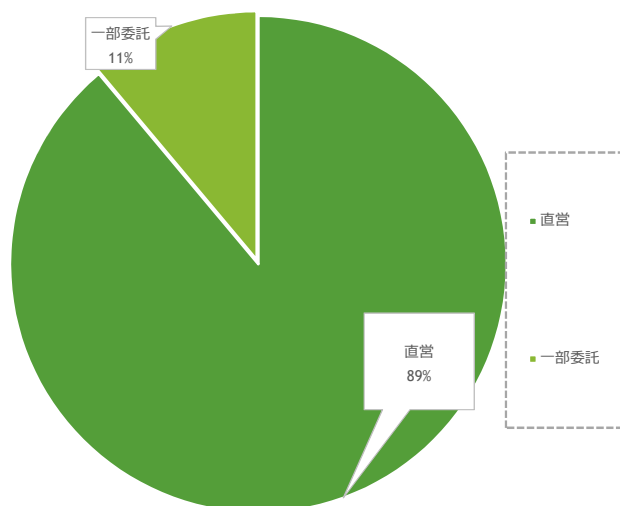
4) 基幹相談支援センター 対象:11(同上) 回答数:8 回収率:73%

## ▶ 3. 調査方法:市町村・基幹相談→沖縄県電子申請システム、計画相談・委託相談→インターネット (Google Form)

## ▶ 4. 調査時期:令和3年8月～9月

## (調査4) 基幹相談支援センターに対するアンケート

基幹相談支援センター実施形態について



### 【参考】

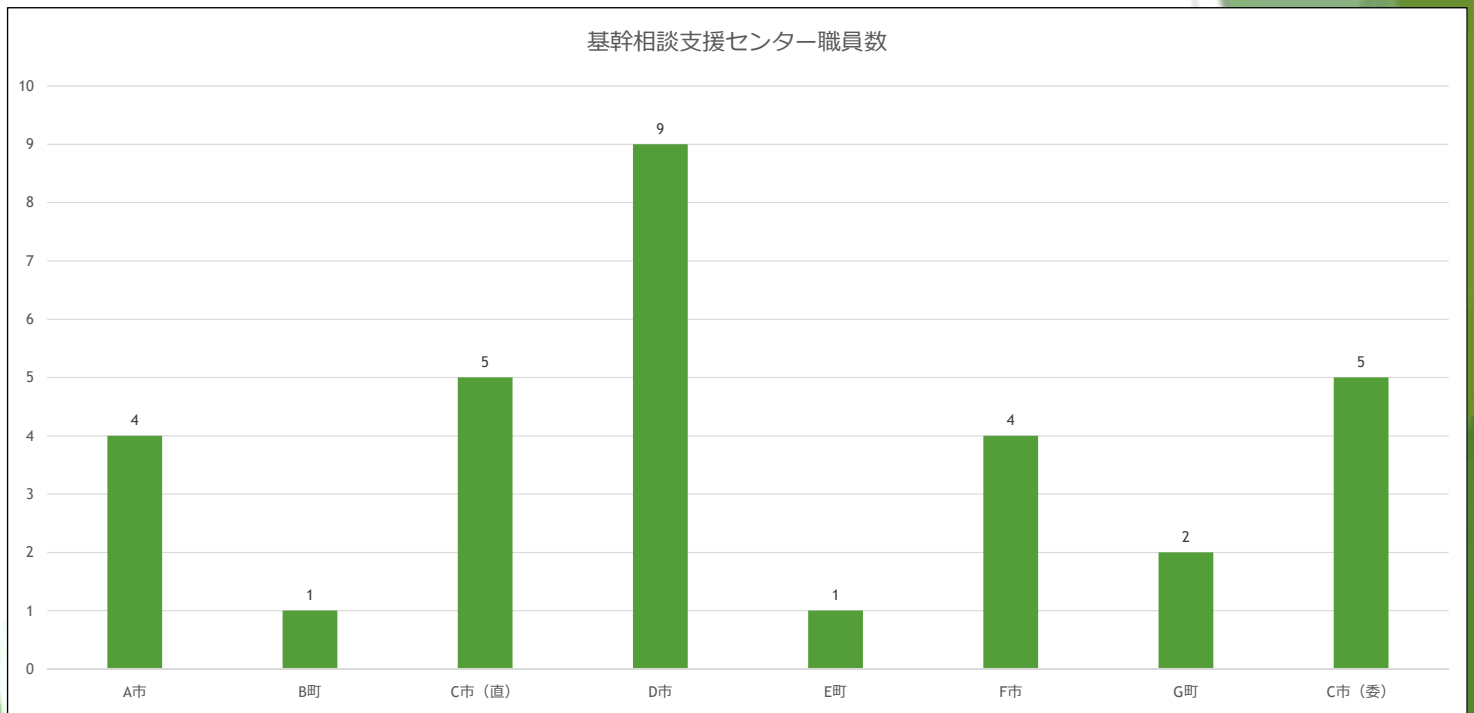
令和3年度基幹相談支援センターの設置状況 (R3.4月現在 厚労省調査)

- 設置市町村数：9市町村
- 設置数：11箇所

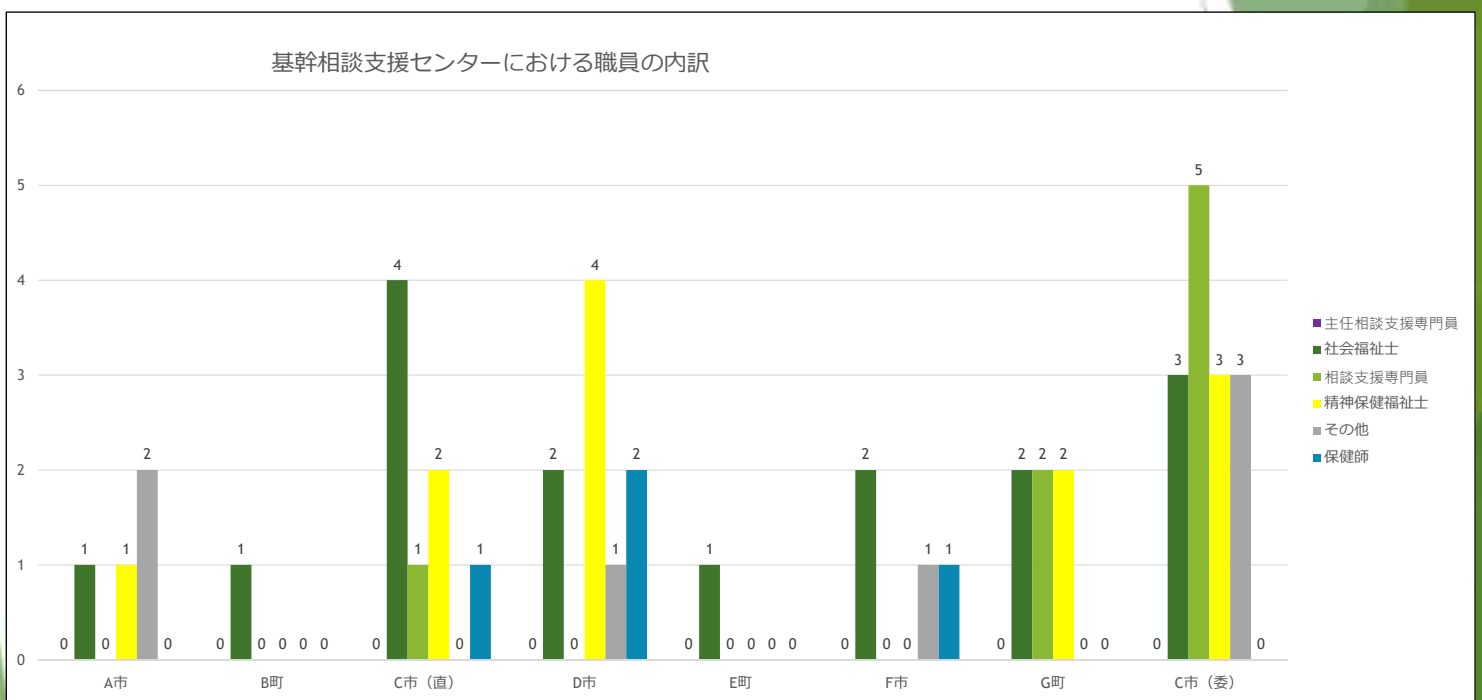
- 直営：6箇所
- 委託：5箇所



## (調査4) 基幹相談支援センターに対するアンケート



## (調査4) 基幹相談支援センターに対するアンケート



【基幹相談支援センター】基幹相談支援センターの実態把握に係るアンケート調査

番号	所在地 市町村名	事業を始めるにあたって経緯及び事業開始する際に気をつけたこと	実施している業務内容について	委託相談、基幹相談、行政との業務（役割分担等）のすみ分けについて	困難事例の際、どのように対応されているか	自由記載欄
1	A市	法や福祉計画に則り、直営で事業を開始した。専門職（社会福祉士等）の配置に気を付けた。	権利擁護・虐待防止 総合相談・専門相談 地域以降・地域定着 地域の相談支援体制の強化の取り組み	委託相談：市内の中学校区（4校区）のうち3校区の相談支援業務 期間相談：直営にて基幹相談の業務 行政：市内の中学校区のうち1校区の相談支援業務及び電話、窓口での相談対応及び関係機関へつなげる支援	委託相談等や各関係機関と連携して動き、庁内の調整やケースへの直接支援等を行っている。	直営型のため、職員の異動により事務引継ぎがうまくいかず、市民との関係構築に時間を要することがある。直営型で対応している他の市町村がどのように対応しているか知りたい。
2	B町	・困難ケース増え、一般相談後方支援必要性や成年後見・虐待相談等専門職の必要性が高まり、またマンパワー不足解消のため、H29年度設置検討（H30年度設置）。 ・タイトなスケジュールでの設置検討・決定だったため、相談支援部会にて方向性説明した程度で主に課内協議で検討・決定。	○総合的・専門的相談の実施 ○相談支援体制の強化の取組 ・相談支援部会、全体会の運営 ○指導助言、人材育成 ・委託相談、計画相談員からの相談対応（必要に応じて訪問同伴、ケース会議の開催） ・勉強会の調整、開催（相談支援部会） ○相談機関との連携強化 ・各種団体あいさつ回り ・地域生活支援拠点等の整備 ○権利擁護・虐待の防止 ・障害者虐待相談窓口 ・成年後見制度相談窓口	・委託相談は障害種別によってすみ分けしている。身体・知的は委託相談、精神（直営）、児童は委託相談。基幹相談は児・者三障害を総合的に対応。 ・当町は基幹相談直営で行政の業務も兼務しているため、連携が取り易くスピーディー。 ・自立支援協議会全体会、相談支援部会は基幹相談が運営し、その他部会は委託相談がリーダーとして配置。	・まずは委託相談が対応。委託相談でも対応が困難な事例は、基幹相談が助言や後方支援として入る（同行訪問、支援会議等一緒に参加）。 ・権利擁護（虐待・成年後見等）は、基幹相談が主で入り、ケースが整理されてきたら委託相談や計画相談に引き継ぐ。	・基幹相談員のスキルアップが課題 ・これまで基幹相談支援センターとしてどこまで取り組んでいくのかははっきりしなかったが、近隣市町村センターとの意見交換を行うことでセンター役割が明確になり、センター機能が確立してきた。このような協議の場がもっともたら。
3	C市	自立支援協議会から市への要望を受けて、障がい福祉課内に直営で基幹相談支援センターが新設された。	障がいのある方やその周りの方々が気軽に相談できる場として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、自殺対策事業の実施。虐待や差別についての相談。相談支援事業所との連携・相談・助言。相談機関とのネットワーク作り市障がい者自立支援協議会の運営に関する業務。	具体的にすみ分けはされていないが、市直営で市役所内に基幹相談支援センターがあるため市民から相談しやすい窓口になっている。また、庁舎内の他課との連携のし易さが直営のメリットとしてある。委託相談支援事業所と行政と基幹相談支援センターの三つが集まって月に1回会議を行っており、困難ケースの共有等を行っている。	市障がい者基幹相談支援センターの相談業務等について、適切に対応するため、スーパーバイザーを設置し、第三者的視点及び意見の活用を図っている。具体的に困難ケースの対応の仕方等を臨床心理士の資格を持ったスーパーバイザーに2、3ヵ月に1回会議を持って意見等をもらっている。	
4	D市	基幹相談支援センターの設置について「市直営」が良いのか「社会福祉法人へ委託」が良いのか検討。相談支援専門員等関係機関との情報交換会で、基幹相談支援センターの在り方について検討した結果、市の障害福祉に関する基盤が整備される間は、「市直営」で運営した方が良いとの方向性が示され、「市直営」で設置することとなった。	・障がいの種別等に対応することができる総合的及び専門的な相談支援の実施に関する業務 ・相談支援の強化の取組に関する業務 ・相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務 ・相談機関との連携強化に関する業務 ・地域移行・地域定着の促進に関する業務 ・権利擁護及び障がい者虐待の防止に関する業務 ・市障がい者自立支援協議会への参画及び運営に関する業務	直営で基幹相談支援センターを設置し、障がい福祉課の1係で担っているため、基幹の業務と行政の業務のすみ分けはされていない。 委託相談と基幹相談の役割分担等について明確に分担できていないのが課題ではあるが、相談対応や専門部会の運営等それぞれの業務についてお互いに相談・調整しながら連携し業務に携わることが出来ている。	基幹相談支援センター内のミーティングで検討したり、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所との連絡会等で相談等行い対応している。	専門職の確保 職員のスキルアップ
5	E町	・障がい者（児）及びその家族からの相談の増加があることに加え、県、国の動向に合わせて設置。 ・係り内の福祉サービス給付担当が保健師なので、「保健師」「委託相談」「基幹相談員」の役割分担、その明確化に気を付けましたが、現時点でもその点については課題があり、検討中です。	・障がい者（児）の虐待防止に関すること。 ・福祉サービスに関する相談。 ・障がいを持つ方や関係者からの相談。 ・自立支援協議会の運営に関すること。 ・権利擁護に関すること。	・No3での回答とおり、要検討事項となっています。大卒の捉え方としては、「基幹相談は地域の相談体制作り（医ケア児、精神障害にも対応した包括など）」「委託相談は福祉サービスの利用援助に付随して、社会資源の開発や活用等を行う、それを特定相談指定事業所の相談員と共有し、相談員を援助する役割」等のイメージを持っていますが、それを町の体系として明記できないのが課題となっています。	・サービス担当保健師、委託相談、基幹相談を中心に、各関係機関との連携に対応している。また、別部署に配置されている保健師（成人、母子、高齢、要対協）とも連携し、困難事例に対応している。	No6の続き。 ・定期的に開催する相談部会等の機会を活用し、困難になりそうな段階での共有やケース検討を行い、問題の複雑化を未然に防ぐ取り組みもしている。また、その場での相談員同士でのケース検討を通して、相談員のスキルアップや抱え込みを防ぐことを意識して行っている。
6	F市	障害者総合支援法にて基幹相談支援センターの設置がうたわれ、H25年度に直営設置に至る	・相談支援体制の整備 ・困難ケースにおける相談・調整 ・計画相談・委託相談事業所の後方支援 ・権利擁護（成年後見・虐待防止・差別解消）における相談支援業務 ・自立支援協議会に関すること ・地域移行・定着に関すること	委託相談にて個別ケースの対応を行い、必要に応じ基幹相談にて帯同し対応している 自立支援協議会については部会長等を委託事業所事務局を基幹相談で行っている	委託相談事業所にて対応し、必要であれば、基幹相談も後方支援を行う 虐待予防 差別解消 成年後見等の支援が必要な際は、基幹相談にて対応	
7	G町	事業開始時の担当者が異動しており詳細不明	1) 個別相談支援 ア) 相談業務（電話・窓口）、イ) 処遇困難事例後方支援（カンファ参加、チーム形成・維持）、ウ) 虐待（疑）事例対応 2) 相談支援体制整備 ア) 自立支援協議会の企画運営、イ) 協議の場（医ケア、精神包括）の企画運営 3) 成年後見利用促進関係 ア) 利用相談、イ) 首長申請、報酬助成 4) 啓発活動 ア) 自閉症啓発デー、イ) 障害者週間 5) コロナ関連業務 6) 拠点等の検討	大きく分けると、委託相談は個別相談支援（一般相談）、基幹相談は体制整備、処遇困難・虐待ケース等、行政は基幹相談の管理	計画や委託が抱え込まないように、基幹に相談があった際は基幹も一緒に考えるようにしている。計画担当ケースについて、委託も交えたほうが良いと思われるケースについては委託も交えて支援にあたってもらえるように調整している。	・計画、委託、基幹の役割整理にむけた協議が進まない。 ・委託が個別支援に追われているという背景があり、地域課題抽出や形成などの業務に積極的に関与することができない。 ・委託との協議・連携がすまさない ・職員が定着しない体制（基幹と委託が非正規職員である）でありスキルアップやノウハウの蓄積、事業継続が難しい ・マンパワー不足
8	C市	自立支援協議会によって市に提言して基幹相談支援センター（直営型）の設置に繋がった経緯がある。市担当窓口の中での相談員は会計年度職員であることから定着に課題があったことから、一部民間委託することで事業の継続性を担保することを提言してきた。 基幹相談支援センター準備事業を1年間委託、基幹相談支援センター運営事業として2年目（当年度）に繋がっている。地域の相談支援体制の充実を意識して運営している。	専門的職員の配置。相談支援体制の強化。地域移行・地域定着の促進。自立支援協議会の運営	指定特定相談支援事業所が少なく、相談員も限りがあるなかで委託相談支援事業所は計画策定も行っている。 委託基幹センターは計画ケースを持たず、圏域や市をまたぐ支援の必要性や困難ケースについてサポートしている。 行政は計画につながる前段階でのアセスメント、セルフプランのサポート、困難事例や虐待、差別ケースを中心にしている。	基幹センター運営会議と虐待会議、差別解消会議を定期的に委託、直営が一室に会して定例会議を設けている。 会議の中で全ケースをテーブルに乗せ情報共有して優先順位や地域連携につなげている。	基幹センターの委託費は500万円、委託相談は600万円と今年度100万円増額となったが事業所運営には全く足りずに法人持ち出が続けている。相談支援事業所の運営費補填がなければ継続した運営が厳しい。業務量の割に収入が少ないため市内事業所は毎年減少。 人材育成をシステム化する必要あり、地域で人材が定着しない。主任相談支援専門員の受講資格がある相談員が市内に4名いるが、受講には繋がっていない。

# 医療的ケア児の支援体制整備について

## 1 県内における医療的ケア児の人数(R3/4/1現在)

(調査方法)市町村を通じて、県内の医療的ケア児の人数を調査

	0歳以上～ 3歳未満	3歳以上～ 6歳未満	6歳以上～ 18歳未満	合計
北部	9	4	15	28
中部	19	42	93	154
南部	33	45	90	168
宮古	1	6	11	18
八重山	1	3	4	8
合計	63	100	213	376

## 2 市町村における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置状況

	設置済み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	未定
北部	9	0	0	0	0
中部	8	1	1	1	0
南部	6	2	0	3	5
宮古	1	0	0	0	1
八重山	3	0	0	0	0
合計	27	3	1	4	6

※ 国の基本指針の中で、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末まで、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本」としている。なお、県及び圏域単位の協議の場については、設置済み。

## 3 市町村における医療的ケア児コーディネーターの配置状況

	令和2年度 配置人数	令和3年度 計画目標	令和4年度 計画目標	令和5年度 計画目標
北部	6	3	3	6
中部	17	13	14	17
南部	12	12	16	25
宮古	0	1	1	1
八重山	2	0	0	2
合計	37	29	34	51

※ 医療的ケア児等コーディネーターは、自らの専門性による支援を行いつつ、他の分野にも一定の知見を有し、対象児の支援に当たり、関係者・関係機関と連携(総合調整)を図る者であり、各市町村において配置が予定されている。(各市町村の障害児福祉計画で定めるよう、国の基本指針に明記)

※ 県としては、保健師、訪問看護師、相談支援専門員等を受講対象とする「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」により人材育成を行い、各市町村への配置を支援・促進する。

## 4 共生社会の構築

### (1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策推進

#### ① 啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進

平成26年4月1日に施行された「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（共生社会条例）に基づき、障害や障害のある人に関する県民の理解を深めるため、啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進を図っている。

令和元年度は、県民向け普及啓発イベントやフォーラム等を実施するとともに、パンフレット等の配布、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用した広報を実施した。

#### ② 相談体制の充実

障害を理由とする差別等の相談に対応するため、広域相談専門員の配置、調整委員会の設置、相談員に対する研修等を実施し、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に努めている。

令和元年度は、各圏域で相談員研修を9回実施した。

#### ③ 相談件数

##### 【県】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に、県に寄せられた相談件数は54件で、その内訳は、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が9件、合理的配慮に関する相談が5件、つらい事や嫌な事に関する相談17件、その他意見等が23件であった。また、延べ対応回数は215回で、1件当たりの平均対応回数は、4.0回であった。

##### 【市町村】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に、市町村に寄せられた相談件数は31件で、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が6件、合理的配慮に関する相談が7件、つらい事は嫌な事に関する相談が13件、その他意見等が5件であった。また、対応回数は84回で、1件当たりの平均対応回数は、2.7回であった。

※令和2年度の調整委員会への助言・あっせんの申し立ては0件であった。

### (2) 障害者虐待防止の推進

#### ① 障害者虐待防止のための啓発

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の周知及び障害者虐待防止の取組を推進するため、障害者虐待防止について広く啓発を行っている。

#### ② 障害者虐待防止センター及び障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応研修について

障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図ることを目的とし、研修を実施している。

③ 障害者虐待の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの障害者虐待の件数等）

- 養護者による障害者虐待の件数は、50件であった。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の件数は、14件であった。

ア 養護者による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
県、市町村が通報・届出を受理した件数	123件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した50件の内訳

(a) 虐待の類型（複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	26件	52.0%
性的虐待	3件	6.0%
心理的虐待	15件	30.0%
放棄、放置（ネグレクト）	5件	10.0%
経済的虐待	15件	30.0%

※構成割合は、養護者による虐待と認定した50件に対するもの（複数回答のため）。

(b) 被虐待者の障害種別（複数回答）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	構成割合
身体障害	15人	30.0%
知的障害	27人	54.0%
精神障害（発達障害を除く）	15人	30.0%
発達障害	1人	2.0%
その他の心身機能の障害	0人	0%

※構成割合は、被虐待者数50人に対するもの（複数回答のため）。

(c) 性別

性別	人数	構成割合
男性	21人	42.0%
女性	29人	58.0%

※構成割合は、被虐待者数50人に対するもの。

(d) 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数	構成割合
父	12人	23.5%

母	7人	13.4%
夫・妻	8人	15.4%
息子・娘	0人	0.0%
兄弟姉妹	14人	27.5%
その他	10人	19.6%
合計	51人	-

※構成割合は、虐待者数51人に対するもの。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
県、市町村が通報・届出を受理した件数	45件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した14件









# 美ら島おきなわ文化祭 2022

令和4年10月22日(土)~11月27日(日) **37日間**

## [美ら島おきなわ文化祭 2022 とは?]

第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭の統一名称です。全国的な規模による芸術文化の発表、共演、そして障がいのある人もない人もともに参加し、交流の輪を広げていく文化祭です。沖縄県では、令和4年の日本復帰50周年の節目に開催し、多様で豊かな沖縄文化を発信していきます。

## [沖縄大会テーマ]

### 文化芸術の花 咲いわたり

沖縄の文化芸術が花開き世界に知れ渡り、多くの人々がその美しさに感動してほしいという願いが込められています。

## 総合フェスティバル

開会式・閉会式、沖縄文化発信事業、シンポジウム、国際交流事業、障がい者交流事業など

## 分野別フェスティバル

各地域の独自の文化イベントのほか、民謡、オーケストラ、太鼓、華道、現代詩、きもの、川柳、大正琴、健康麻雀、囲碁、人形劇など

## 連携事業、応援事業を募集しています!

「美ら島おきなわ文化祭 2022」を、県民を挙げて盛り上げていくために、相互に広報協力し、連携、応援をしていただける事業を募集しています。

- ・連携事業：沖縄県内の地方公共団体、外郭団体等が主催する事業
- ・応援事業：沖縄県内の企業、各種団体等が主催する事業

※詳しい内容や応募・申請方法は、公式ホームページをご覧ください。

## [基本方針]

- ① **かかわる**  
(県民一人ひとりが文化芸術の担い手)
- ② **ひろげる**  
(多様性の尊重)
- ③ **つなぐ**  
(文化芸術の継承)
- ④ **つたえる**  
(琉球文化のルネサンス)

## [国民文化祭]



観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の我が国の芸術文化の振興への寄与を目的に開催

## [全国障害者芸術・文化祭]

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進への寄与を目的に開催

第37回国民文化祭  
第22回全国障害者芸術・文化祭

## 問い合わせ先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎9階  
美ら島おきなわ文化祭2022 沖縄県実行委員会事務局  
(沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室)  
TEL:098-917-1108 FAX:098-867-4234

E-mail:kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp 美ら島おきなわ文化祭

公式HP・SNSで情報発信中



HP



facebook



65 twitter



Instagram

特別広報大使  
「花笠マハエ」ちゃん

